

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	税務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町後期高齢者医療に関する条例第 3 条、第 4 条 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 4 条～第 16 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の規定により、後期高齢者医療に要する費用 (財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業に充てるために要する費用を含む。) に充てるため、美郷町後期高齢者医療に関する条例第 3 条に定める者から保険料を徴収する。</p> <p>保険料の額は、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 4 条～第 16 条の規定する額による。</p> <p>○美郷町後期高齢者医療に関する条例 (美郷町が保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 美郷町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 美郷町に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。) 第 55 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 (同項に規定する病院等をいう。以下同じ。) に入院等 (同項に規定する入院等をいう。以下同じ。) をした際、美郷町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第 55 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、美郷町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第 55 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、美郷町に住所を有していた被保険者</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第 4 条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。ただし、その納期の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日、その他一般の休日、土曜日又は 12 月 29 日から同月 31 日にあたるときは、これらの日の翌日をもってその納期限とみなす。</p> <p>第 1 期 7 月 1 日から同月 31 日まで</p>

	<p>第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月31日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、うるう年は29日まで）</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、美郷町長が別に定めることができる。この場合において、美郷町長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日